

## ご存じですか 勤労青少年ホーム

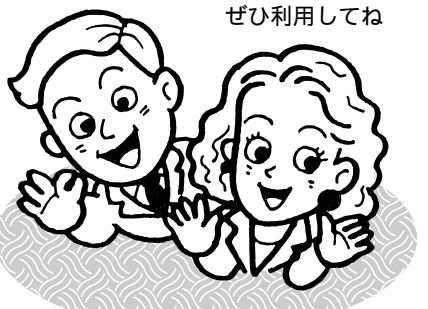
働く若者に活動の場を提供します

利用再開は11月からの予定

勤労青少年ホームは、働く若者がレクリエーションや文化活動などを通じて、仲間

5階	体育室
4階	工作室▷器楽室▷小体育室▷ピアノ室
3階	和室(茶道の利用可)▷会議室▷絵画室
2階	調理実習室▷談話室▷自習室
1階	事務室(勤労福祉課)▷ロビー

施設案内



アフター5の活動にぜひ利用してね

づくりをする施設です。原則として30歳未満の勤労者で市内在住か在勤の人であれば、登録をする

勤労青少年ホームは、働く若者がレクリエーションや文化活動などを通じて、仲間

と、無料で利用できます(登録料も無料)。なお、同ホームは耐震・改修工事中で、11月から利用を再開する予定です。

【登録方法】勤労証明書などを持参し、勤労福祉課10月までは勤労会館1階で「ホーム使用証」の交付を受けてください。5

【開館日】月曜、土曜(祝日を除く)午後1時～10時、日曜、午前9時～午後5時、祝日と年末年始は休館

人であれば、クラブとして登録ができます(原則として全員が登録者であることが必要。現在、キックボクシング、洋裁、生け花のクラブが活動中)

【問合せ先】勤労福祉課(0798・32・7167)

【開館日】月曜、土曜(祝日を除く)午後1時～10時、日曜、午前9時～午後5時、祝日と年末年始は休館

様々な施設や講座などを割引料金で利用できるようになります。

加入できるのは、従業員が300人以下の市内の企業・事業所(個人商店や協同組合も含む)です。事業主が市との契約に基づいて加入者になります。

加入できるのは、従業員が300人以下の市内の企業・事業所(個人商店や協同組合も含む)です。事業主が市との契約に基づいて加入者になります。

加入できるのは、従業員が300人以下の市内の企業・事業所(個人商店や協同組合も含む)です。事業主が市との契約に基づいて加入者になります。

月額1人500円

月額1人500円

月額1人500円

福利厚生を充実し、楽しい職場づくりに役立てて 中小企業や個人事業所に充実した福利厚生制度の導入を可能にしたものが、「西宮市中小企業勤労者福祉共済制度」(以下、福祉共済)です。安い掛け金でありながら、ニーズに合わせた多様な内容で、皆さんの職場を応援します。

事業主の皆さん、この機会にぜひご加入ください。制度内容については、市の担当者が詳しく説明しますので、気軽にお問い合わせください。福祉共済の主な事業を紹介します。

入会の申込・問合せ先

勤労福祉課

( 勤労青少年ホーム1階  
10月までは勤労会館1階 )

TEL 0798・23・3775

FAX 0798・34・7700



楽しく安心して働ける職場づくりを、多彩な事業でお手伝い。事業内容は「共済だより」でお知らせ

慶弔や節目に  
豊富な給付内容

会員になったその日から一定の条件により、様々な給付でバックアップします。次のような給付金があります。

福祉共済の健康管理事業を利用した場合、費用の一部を補助しています。

大切な健康  
管理のお手伝い

勤続慰労金 一般従業員やパートタイマーの皆さんに、それぞれ勤続年数に応じて(事業主を除く)退職慰労金 退職時に会員であった期間(3年、25年)に応じて(事業主を除く)弔慰金 本人死亡、配偶者死亡、一親等血族死亡の場合に

余暇の充実を図る  
レクリエーション

加入できるのは、従業員が300人以下の市内の企業・事業所(個人商店や協同組合も含む)です。事業主が市との契約に基づいて加入者になります。

人間ドック 指定医療機関の指定コースを受診すると、一定の補助があります

レジャー施設の割引 大阪や神戸の主な劇場や映画館のチケット、プールなどのスポーツ施設や健康入浴施設の入場券などを割引料金であっせんしています

福利厚生の必要性を感じたことはありませんか?

- 従業員への祝い金や見舞金の準備がけっこう大変...
- 長年勤務してもらった従業員を慰労したい...
- 従業員の健康管理が気がかり...。元気に働ける職場にしたい
- 従業員と慰安旅行に出かけて親ほくを深めたいけれど...
- 余暇を楽しむのに、何かいい情報はありますか...
- パートタイマーの人にも長く勤めてほしいと思う...

福祉共済がお手伝いします

あなたの職場のゆとりライフを応援!

事業主の皆さん  
ご加入ください

中小企業勤労者福祉共済